

年発第0809001号

平成17年8月9日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長

(公印省略)

厚生年金基金に係る厚生年金保険法第178条の2に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について

国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）の一部施行に伴い、指定基金制度が創設されたところであるが、同制度の具体的な取扱いについては、法令の定めによるほか、別紙「指定基金健全化計画承認基準」によることとしたので、貴管下の厚生年金基金における指導にあたっては遺憾のないよう取り扱われたい。

別 紙

指定基金健全化計画承認基準

(目次)

第 1 基金の指定及び健全化計画の目的

第 2 指定基金の指定及び解除

- 1 指定対象基金
- 2 指定時期
- 3 指定の解除

第 3 健全化計画

- 1 健全化計画書の作成
- 2 健全化計画の内容
 - (1) 事業及び財産の現状
 - (2) 財政の健全化の目標
 - (3) 目標達成のために必要な具体的措置
 - (4) 措置に伴う財政の見通し
- 3 健全化計画書の申請及び添付書類等
- 4 健全化計画の承認

第 4 健全化計画の変更

- 1 変更を必要とする場合
- 2 期限

第 5 健全化計画の実施状況報告

第 6 実施時期

第 7 その他

第1 基金の指定及び健全化計画の目的

- 1 年金給付等積立金の水準が著しく低い厚生年金基金（以下「基金」という。）に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（以下「健全化計画」という。）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図ることを目的とする。
- 2 健全化計画の策定が困難な場合、計画に従った事業を行わない場合又は健全化の目的がたたない場合等にあつては、解散を含めた指導を行う。なお、解散指導に当たっては、当該基金の意向を十分に聴取するとともに、今後の方向性について、十分、協議するものとする。

第2 指定基金の指定及び解除

1 指定対象基金

指定対象基金は、厚生労働大臣が指定基金に指定する日の属する年度（以下「指定年度」という。）の前3事業年度の決算において連続して、純資産額が最低責任準備金の9割を下回っている基金とする。ただし、解散の方向性について代議員会の議決後、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課との協議を経た上で、解散の認可に必要な手続きの準備に着手している基金についてはこの限りでないこと。

2 指定時期

指定基金の指定は、毎年9月末までに基金が提出する貸借対照表、損益計算書及び業務報告書（以下「決算報告書」という。）に基づき、同年11月末日までに行うこと。

3 指定の解除

指定基金が指定年度以降の決算報告書において、純資産額が最低責任準備金の9割以上となったことが確認された場合、当該決算報告書を厚生労働大臣に提出した日以降速やかに指定の解除を行うものであること。

第3 健全化計画

1 健全化計画書の作成

指定基金は、指定年度の翌年度以降5ヶ年度の健全化計画を別添様式2（以下「健全化計画書」という。）により作成すること。

なお、健全化計画書の作成にあたっては、参考となる資料を添付する等計画内容を

明確にすること。

2 健全化計画の内容

健全化計画書には、次に掲げる事項について記載すること。

(1) 事業及び財産の現状

健全化計画書に該当する数値を記入の上、現状については、これまでの基金の運営全般について評価を行うとともに、財政悪化の原因等を記載すること。また、基金の設立母体の過去から現在に至るまでの状況と今後の見通しについても記載すること。

(2) 財政の健全化の目標

財政の健全化の目標については、最低責任準備金の9割を最低限確保することとし、年金経理のみならず業務経理も含めた総合的な健全化に向けての基本方針を作成すること。その際には、掛金の見直し、給付設計の変更等、基金の実態に応じた財政の健全化の目安になる数値目標も併せて設けること。

(3) 目標達成のために必要な具体的措置

基金の実情に応じ、目標を達成するための具体的な措置について記載すること。

具体的措置については、①給付設計に関する事項、②適用に関する事項、③負担に関する事項、④業務に関する事項及び⑤その他ごとに改善措置の内容及び実施年月の見込みを記載すること。

(4) 措置に伴う財政の見通し

具体的な措置に基づく、基金の財政の見通しを作成すること。最低責任準備金の予測に当たっては、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りをを用いることとし、基金の年金資産の見通しに用いる利回りは、直前の財政計算で用いた予定利率を上回らないものとする。なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えないこと。

3 健全化計画書の申請及び添付書類等

指定基金は、健全化計画書の提出に当たっては、財政の将来見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添様式1（健全化計画申請書）に代議員会の会議録及び別添様式3（年金数理に関する確認）を添え、指定年度の12月末日までに管轄の地方厚生（支）局長に提出すること。

4 健全化計画の承認

厚生労働大臣は、指定基金からの申請に基づき、指定年度の3月末日までに健全化計画の承認を行うものとする。

第4 健全化計画の変更

1 変更を必要とする場合

- ① 健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合
- ② 健全化計画に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合
- ③ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合
- ④ その他、厚生労働大臣が必要と認める場合

2 期限

厚生労働大臣による変更の求めがあった日の翌日から起算して3ヶ月後の日が属する月の末日までに提出すること。

第5 健全化計画の実施状況報告

指定基金は、指定を受けている間、健全化計画の実施状況について、四半期業務報告書の提出に合わせ別添様式4（四半期健全化計画実施報告書）を、決算報告書の提出に合わせ別添様式5（健全化計画実施年次報告書）を作成し、管轄の地方厚生（支）局長に提出すること。

第6 実施時期

平成17年度から、指定年度前3ヶ年度の決算報告書に基づき指定する。

別添様式1

文書番号
基金番号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

(申請者) 基金所在地
名 称
理事長名

健全化計画申請書

平成 年 月 日指定基金に指定されたことにより、別紙
の健全化計画の承認を受けたく申請します。

健全化計画書

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

1. 財政に関する事項

		年度	設立時	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
(1) 給付設計に関する事項								
給付の型 定額・定率・CB 基本部分の乗率 支給開始年齢 在職調整 プラスアルファ (理論値)								
(2) 適用に関する事項								
企業数又は 事業所数	新規加入							
	脱退							
	未現在							
新規加入員数 (実績と数理上)	合計 (数理上)	()	()	()	()	()	()	()
	男子 (数理上)	()	()	()	()	()	()	()
	女子 (数理上)	()	()	()	()	()	()	()
脱退者数	合計							
	男子							
	女子							
加入員数	合計							
	男子							
	女子							
平均標準報酬月額 (A)	合計							
	男子							
	女子							
平均賞与標準報酬 (B)	合計							
	男子							
	女子							
比率 (B/A)	合計							
	男子							
	女子							
新規加入員の平均 年齢 (実績と数理上)	合計 (数理上)	()	()	()	()	()	()	()
	男子 (数理上)	()	()	()	()	()	()	()
	女子 (数理上)	()	()	()	()	()	()	()
加入員の平均年齢	合計							
	男子							
	女子							

注 1 : 設立時から、直近の決算まですべて記載する。

注 2 : 報酬は 1 円単位で、年齢は小数点以下第 2 位未満を四捨五入して記載する。

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

(単位：百万円)

	年度	設立時	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
(3) 決算に関する事項							
収入総額							
掛金							
運用収益(損失)							
受換金							
国庫負担							
政府負担金							
他勘定からの受入							
その他							
支出総額							
年金給付							
一時金給付							
移換金							
手数料等							
他勘定への繰入							
当年度掛金不能欠損額							
その他							
純資産							
資産評価調整加算(控除)額							
数理債務							
責任準備金							
特別掛金収入現価							
うち移行調整金残高							
基本金							
許容繰越不足金							
許容繰越不足金/責任準備金							
最低責任準備金							
純資産/最低責任準備金							

注1：設立時から、直近の決算まですべて記載する。

注2：金額は百万円未満を四捨五入して記載する。

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

		年度	設立時	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
(4) 負担に関する事項								
受給権者数								
うち全額支給停止を除く								
平均年金額								
うち全額支給停止を除く								
数理上掛金率 (額)								
標準掛金	基本部分 (財政方式)							
	加算部分 (財政方式)							
特別掛金	基本部分 方法 (年 月、%)							
	加算部分 方法 (年 月、%)							
	特例掛金							
	代行保険料率							
	男子							
	女子							
規約上掛金率 (額)								
標準掛金	基本部分							
	加算部分							
特別掛金	基本部分 方法 (年 月、%)							
	加算部分 方法 (年 月、%)							
	特例掛金							
	免除保険料率							

注) 設立時から、直近の決算まですべて記載する。

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

2. 業務に関する事項

	年度	設立時	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
(1) 業務会計関係							
設立形態							
業務委託形態							
業務委託先							
指定年金数理人氏名							
加入員数							
受給権者数							
役員数							
うち常勤							
職員数							
うち常勤							
代議員数							
代議員会開催数							
掛金率							
費用計							
役員報酬							
職員給料							
役職員手当							
旅費							
代議員会費							
その他							
収益計							
掛金収入							
受入金							
年金経理から							
寄付金							
その他							
固定資産額							
(2) 福祉施設会計関係							
役員数							
うち常勤							
職員数							
うち常勤							
掛金率							
費用計							
役員報酬							
職員給料							
役職員手当							
旅費							
福祉施設費							
その他							
収益計							
掛金収入							
受入金							
年金経理から							
寄付金							
その他							
固定資産額							

注1：設立時から、直近の決算まですべて記載する。
 注2：金額は1万円未満を四捨五入して記載する。

基金番号：
基金名：
設立年月日：
設立形態：

3. 歴代代議員・理事等名簿

就任日	辞任日	役員	種別	氏名	事業所・企業内での役職名
	～		選定・互選		

- 注1：歴代代議員全員について記載する。（種別は該当するものを○で囲むこと。）
注2：役員欄には、理事長に◎、理事に○、監事に△を付すこと。
注3：学識経験を有する監事についても役員欄に「学」を付して記載すること。

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し

年度	企業数・事業所数	加入員数	受給者数	収入計					支出計				収支残	年度末積立金(A)	最低責任準備金(B)	割合(A/B)	運用利回り(%)		
				掛金収入	運用収入	受換金	政 府 負担金	その他	年金給付	一時金給付	移換金	その他							
	カ所	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%

注1：平成9年度末以降から作成すること。

注2：年度末積立金は純資産とすること。

注3：将来見通し作成に係る脱退率等基礎率は直近の財政再計算のものを使用する。

注4：利回りの前提は、最低責任準備金については厚生年金の予定運用利回りを、運用収入については、基金の財政運営上の予定利率を上回らないものとする。 (但し、直近決算の翌年度の運用収入については、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。)

基金番号：

基金名：

設立年月日：

設立形態：

5. 財政健全化計画

(1) 現状

事項	項目	現 状
① 給付設計に関する事項		
② 適用に関する事項		
③ 負担に関する事項		
④ 業務に関する事項		
⑤ その他の事項 (設立母体の 状況等)		

基金番号：

基金名：

設立年月日：

設立形態：

(2) 財政の健全化の目標

財政の健全化の目標

健全化の基本方針

基金番号：
基金名：
設立年月日：
設立形態：

(3) 具体的改善措置

事項	項目	具体的改善措置
① 給付設計に関する事項		
② 適用に関する事項		
③ 負担に関する事項		
④ 業務に関する事項		
⑤ その他		

(注) 具体的改善措置の欄には、改善措置の実施年月（目途）を記載すること。

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

6. 健全化計画に基づく財政見通し

年度	企業数・ 事業所数	加入員数	受給者数	収入計					支出計				収支残	年度末 積立金 (A)	最低責任 準備金 (B)	割合 (A/B)	運用 利回り (%)	
				掛金収入	運用収入	受換金	政 府 負担金	その他	年金給付	一時金 給付	移換金	その他						
	カ所	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%

注1：財政見通しは、指定にあたり用いられた3ヶ年の決算の初めの年度（実績値）から作成すること。

注2：年度末積立金は純資産とすること。

注3：脱退率等基礎率は直近の財政再計算のものを使用する。

注4：利回りの前提は、最低責任準備金については厚生年金の予定運用利回りを、運用収入については、基金の財政運営上の予定利率を上回らないものとする。こと。（但し、直近決算の翌年度の運用収入については、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。）

注5：健全化計画の最終年度における、割合（A/B）は90%を超えること。

注6：「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」別紙厚生年金基金財政運営基準の第4の4の（2）に定める積立水準の回復計画を作成する場合は、当該健全化計画と同じ前提で作成すること。

注7：積立水準の回復計画の前提が、健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。

年金数理に関する確認

私は、健全化計画書中財政の将来見通し部分を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。

基金番号： 基第 号
基金名： 厚生年金基金

平成 年 月 日

年金数理人番号

年金数理人氏名 印

(所属法人名：)

別添様式4

四半期健全化計画実施報告書

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

1. 積立金の状況

(金額単位：百万円)

平成 年 月末現在	純資産 (A)	最低責任準備金 (B)	割合 (A/B)

2. 具体的改善措置に係る状況

事項	項目	実施状況
① 給付設計に関する事項		
② 適用に関する事項		
③ 負担に関する事項		
④ 業務に関する事項		
⑤ その他		

3. その他、特に報告すべき事項

--

健全化計画実施年次報告書

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

1. 具体的改善措置に係る状況及び今後の見通し

事 項	項 目	実 施 状 況 及 び 今 後 の 見 通 し
① 給付設計に関する事項		
② 適用に関する事項		
③ 負担に関する事項		
④ 業務に関する事項		
⑤ その他		

2. その他、特に報告すべき事項

基金番号：
 基金名：
 設立年月日：
 設立形態：

3. 健全化計画に基づく財政見通し

年度	企業数・ 事業所数	加入員数	受給者数	収入計					支出計				収支残	年度末 積立金 (A)	最低責任 準備金 (B)	割合 (A/B)	運用 利回り (%)	
				掛金収入	運用収入	受換金	政 府 負担金	その他	年金給付	一時金 給付	移換金	その他						
	カ所	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%

注1：財政見通しは、指定にあたり用いられた3ヶ年の決算の初めの年度（実績値）から作成すること。

注2：年度末積立金は純資産とすること。

注3：脱退率等基礎率は直近の財政再計算のものを使用する。

注4：利回りの前提は、最低責任準備金については厚生年金の予定運用利回りを、運用収入については、基金の財政運営上の予定利率を上回らないものとする。こと。（但し、直近決算の翌年度の運用収入については、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。）

注5：健全化計画の最終年度における、割合（A/B）が90%を超えない場合には、健全化計画の変更について検討を行うこと。